

3 | No.587
MAR.2020

茨城経協

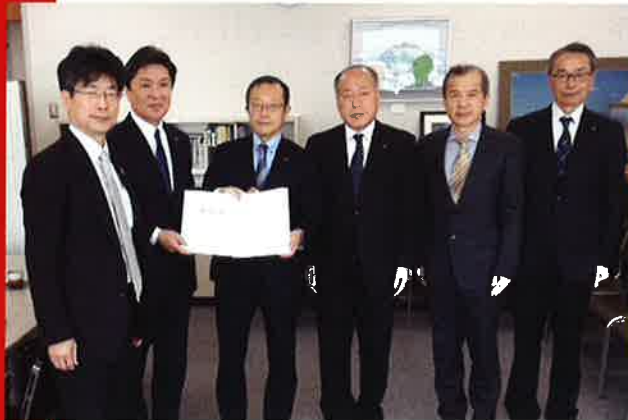
Ibaraki Employers' Association

<http://www.ikk.or.jp> Email info@ikk.or.jp

一般社団法人茨城県経営者協会



茨城経協



新型肺炎感染拡大に係る緊急要望



地域関係委員会・香川県視察会「香川県高松市「丸亀町商店街」



経営教育委員会 行政懇談会

CONTENTS

- 01 新型肺炎の感染拡大に係る緊急要望を実施
- 02 「新型コロナウイルス感染症」における企業の実務
- 05 地域関係委員会・香川県を視察
～地域資源を活かし、再生に成功した先進事例を学ぶ～
- 07 茨城大学での寄付講座、全日程を終了
～講師と大学関係者との懇談会を開催～
- 08 委員会報告
政策委員会／環境委員会／経営教育委員会
- 11 支部だより
県北地区支部／日立地区支部／常陸・那珂地区支部
水戸地区支部／取手・龍ヶ崎地区支部
- 14 最近の労働判例から (一社)日本経済団体連合会 労働法制本部
- 15 偏屈爺の甘辛放談⑤
「悩ましい春」から脱却を＝新型コロナウイルス騒動
＜茨城新聞社社史編纂委員(元論説委員長) 小沼 平氏＞
- 16 NPO情報V o l .232
＜茨城NPOセンター・commons代表理事 横田能洋氏＞

県内企業の被害への支援、適切な情報提供を要望 経済4団体が「新型肺炎の感染拡大に係る緊急要望」実施

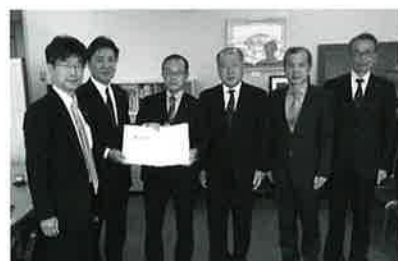
新型肺炎の感染拡大を受け、当協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会の経済4団体は、茨城県に対して緊急要望書を作成、3月12日(木)、大井川和彦茨城県知事に要望書を提出した。

当日は、要望書の他に当協会の会員企業から回答のあった「コロナウイルス問題に関するアンケート」の要約版を加藤祐

一専務理事から提出。小泉元伸茨城県産業戦略部長、前田了産業戦略部次長、薄井秀雄産業戦略部中小企業課長が出席の下、各団体の会員企業の被害や要望事項などについて懇談を行った。

小泉部長からは、「県としても、県内企業の大変な状況が数多く伝わってきている。茨城県としても要望項目の県制度融資(パワーアップ融資等)の柔軟な対応と支援の強化、正確かつ適

切な情報収集と迅速な提供などに注力していくので、これまで以上のご協力をお願いしたい」との回答があった。緊急要望の内容は下記のとおりである。



新型肺炎感染拡大に係る緊急要望

1 県制度融資(パワーアップ融資等)の柔軟な対応と支援の強化

新型肺炎の感染拡大による影響を受けている中小・小規模事業者に対し、県制度融資(パワーアップ融資等)について、利子と保証料の減免や返済猶予期間を設ける等柔軟な対応を図り、円滑な資金繰りを支援されたい。

2 二重債務の解消支援

台風15号、19号等の大規模自然災害で被害を受けた中小・小規模事業者が新型肺炎による影響を受けた場合の二重債務を解消するための支援策(借入期間・据置期間の長期設定かつ既存債務を一本化できる新たな融資制度の創設等)を講じられたい。

3 地方税の申告・納付期限の延長支援

新型肺炎の感染拡大による影響を受け、申告や納税が困難な中小・小規模事業者に対し、地方税の申告・納税期限の延長措置を図られたい。

4 事業・イベント等の自粛要請に係る事業者への支援

新型肺炎の感染拡大によって観光客の減少や宿泊・ツアーのキャンセル、サプライチェーンの停滞、部品・資材の確保困難による生産や工事の停止等により経済への影響は深刻化している。

一方、新型肺炎の感染防止を図るため、各種事業やイベント等の中止に伴って損失を被る中小・小規模事業者も増大している。こうした損失は新型肺炎が終息しても回復されることは無く、これらの事業者に対して特段の配慮を講じられたい。

5 中小・小規模事業所における感染者発生の対応支援

中小・小規模事業所において感染者が発生した際に事業所において対応すべき事項を明らかにしたガイドラインを早期に策定し、明示されたい。

併せて、感染者が発生した場合の事業所の消毒や在庫品等の廃棄、保健所からの指導等に係る費用を支援されたい。

6 正確かつ適切な情報の収集と迅速な提供

新型肺炎に関する正確で迅速な情報の提供を図られたい。特に、県内で発生が確認された場合は、その状況をタイムリーかつ詳細に公表されたい。

併せて、地域情報(健康・社会活動・経済活動)に係る行政窓口の明確化(県がリードし、市町村と連携した対応)を図られたい。

新型コロナウイルス感染症に対して 企業が知っておくべき対応策（令和2年3月14日時点）

（一社）茨城県経営者協会 経営教育委員会
副委員長兼中小企業部会長 **皆川 雅彦**
（社会保険労務士法人葵経営 代表）

2020年2月25日、政府による新型コロナウイルス対策の基本方針発表以降、矢継ぎ早に対応策が発表されております。今回は特に助成金にポイントを絞っての情報を記載致しました。厚生労働省のホームページでも随時最新情報がアップデートされておりますので、必ずチェック頂けますようお願い致します。

1. 雇用調整助成金【大幅拡充】

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた企業が、一時的に従業員の休業等をせざる負えない場合、その雇用を維持するために助成されます。**2020年2月28日付けで対象事業主が拡大されました。**

『新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主』

<特例措置の内容>

- ① コロナウイルスの影響で直近1カ月の売上等が1年前の同期と比べて10%以上減少していること
- ② 対象期間は、最大で令和2年1月24日から令和2年7月23日まで
- ③ 事業主指示で休業させ、100分の60以上の休業手当を支払っていること
- ④ 休業等計画届は事後提出でも可（令和2年5月31日までに提出すること）
- ⑤ 生産指標の確認対象期間を3ヶ月から1ヶ月に短縮する
- ⑥ 最近3ヶ月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とする
- ⑦ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とする

2. 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援【新たな助成金】

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、通常の年次有給休暇とは別に、有給休暇を取得させた企業に対して助成されます。**2020年3月2日付けで新設されました。**

<助成金の要件>

- ① 小学校等とは・・・小学校、特別支援学校（高校まで）、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等
- ② 通常の有給休暇とは別に、休んだ分を有給（賃金全額支給）とすること
- ③ 支給額・・・休暇中に支払った賃金相当額×10/10

日額は8,330円を上限（大企業・中小企業同額です）

- ④ 適用日・・・令和2年2月27日から令和2年3月31日までの間に取得した休暇
- ⑤ 雇用保険被保険者以外も対象の見込み

3. 新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金の特例【特例拡充】

新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、または特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援。**2020年3月3日付けで拡充されました。**

<テレワークの特例コース>

- ① 新型コロナウイルス感染症対策として、新規にテレワークを導入に取り組む中小企業事業主

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※対象労働者1人1日当たり8,335円が上限です。(令和元年8月1日現在)	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で 100日 (3年間で150日)	

(厚労省HP 雇用調整助成金の特例)

- ②テレワーク用通信機器の導入・運用 就業規則等の作成 変更の費用など
- ③補助率1/2 1企業当りの上限額100万円

<職場意識改善の特例コース>

- ①新型コロナウイルス感染症対策として、休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主
- ②特別休暇の規定を整備するための就業規則等の作成変更の費用、労務管理機器等の購入・更新など
- ③補助率3/4（原則） 1企業当りの上限額50万円
いずれも事業実施期間 令和2年2月17日～令和2年5月31日
この助成金は、本来は事前に計画認定を受けてから実施すべきものですが、今回は2月17日以降の取り組みについては、交付決定を受ける前であっても、特例として助成の対象となるものです。

4. フリーランスで働く方々への休業補償の支援

補償額1日当たり4,100円と発表されましたが、肝心の対象者の範囲や申請手続き等の詳細はまだ発表されておられませんので、しばらく様子を見てからということになります。

助成金の申請検討に当たっては、ここに記載されている以外に詳細な支給要件がありますので、必ず専門家の診断や労働局担当窓口でのご確認をお願い致します。

特に、出勤簿（タイムカード）及び賃金台帳の記載の仕方、休業手当の計算式が労働基準法で定める6割以上をクリアしてい

るかのチェック等がとても重要になります。

5. 休業時の給与の支払い等について

社内で新型コロナウイルス感染の拡散防止対策として、疑わしい症状があった場合には自宅での療養や待機を促す企業も続々と増えてきています。その場合、従業員の給与や生活はどうなるのでしょうか。

※在宅勤務やテレワークを利用し、通常の勤務時間分、仕事をする場合は、休業とは言いません。

(1) 感染した方を休業させるケース → 傷病手当金（要件を満たせば）+通常の有給休暇

従業員が新型コロナウイルスにすでに感染しており、都道府県知事が行う就業制限によって休業する場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。なお、会社の健康保険に加入されている方であれば、要件を満たせば、各保険者から傷病手当金が支給されます。

(2) 感染が疑われる方を休業させるケース → 診断・検査中は有給休暇 陽性と判断されれば(1)に移行

事業主が出社しないよう要請した場合、休業手当を支給するケースもあります。

(3) 発熱などがあるため自主的に休業しているケース → 通常の有給休暇

通常の病欠と同様に扱いますので、有給休暇による対応

で良いかと思います。

(4) コロナウイルスの影響で事業休止を伴う休業させるケース → 休業手当【雇用調整助成金も活用】

労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。基本的には、今回の新型コロナウイルスは指定感染症と認められたため、使用者の責に帰すべき事由ではない＝休業手当の支払いの必要はありません。

しかし、この影響で営業活動に支障を来し、事業の休止等に伴い帰休を行う場合には、休業手当を支給し、雇用調整助成金の活用も検討してみましょう。

上記のケーススタディはあくまでも一つの考え方を私なりに整理したものです。各ケースによって、また各企業独自の制度を有している場合には、それらを活用するケースもございますので、一つの参考して頂ければ幸いです。

【ご参考】厚生労働省ホームページにて“新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）”が、随時更新されておりますのでチェック下さい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html)

以上

事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等について 労働者が安心して働くことができる環境整備のための支援策があります

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての労働者が安心して働くことができるように、幅広い支援を行っています。
企業の皆さまも、今回ご紹介する各種助成金制度等を是非活用いただき、新型コロナウイルスの影響を受ける労働者の皆様が休みやすい環境整備にご協力をお願いします。

- **Q2**の申請の受付はまだ開始していません。申請期間や手続きが決まり次第、早急に周知します。
- 制度の詳しい支給要件や申請書類等についても、詳細が固まり次第、周知します。

1 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（新たな助成金制度の創設）

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもも保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設いたします。

対象事業主	支給額
① 又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（現金支給）（※1）の休暇を取得させた事業主。 ① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等（※2）に通う子ども ② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども （適用日：令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇） ※1 年次有給休暇の場合と同様 ※2 小学校等：小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等	{ 休暇中に支払った 賃金相当額 } × 10 / 10 ※ 1日あたり9,330円 を支給上限 ※ 大企業、中小企業 とともに同様

2 雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。先行拡充した特例措置に加え、クーリング期間要件の撤廃、被保険者期間要件の撤廃を行います。また、助成対象となった事業主が感染拡大防止に資するために行う一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業も対象となります。
加えて、他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、さらなる特例措置を講じます。

一般的な場合	宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道）（一定期間内）
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒ 全業種（※2月28日に先行拡充済）	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和 (3か月10%以上低下 ⇒ 1か月10%以上低下)	生産指標要件 → 満たすものとして扱う
被保険者が対象	被保険者以外の労働者も対象
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	助成率 4/5（中小）、2/3（大企業）
計画画の事後提出を認める（1月24日～5月31日まで）	
クーリング期間要件の撤廃（前回の支給対象期間満了日から1年経過してないことも助成等）	
被保険者期間要件の撤廃（被保険者期間が6か月未満の労働者も助成対象）	


3 時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った、中小企業事業主を助成するために、要件を簡素化した特例コースを設けました。
（事業実施期間：令和2年2月17日～令和2年5月31日）

● 新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

対象事業主	支給額
新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主 （助成対象の取組） ・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則、労使協定の作成・変更 等 ※ 事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	補助率 1/2 1企業当たりの上限額 100万円


● 職場意識改善特例コース

対象事業主	支給額
新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組み 中小企業事業主 （助成対象の取組） ・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等 ※ 事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること  助成金の詳細	補助率 3/4 1企業当たりの上限額 50万円 ※ 事業規模30名以下かつ労働 管理の増進に資する設備・機 器等の経費が30万円を超える 場合は、4/5を助成

！ 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、「休業手当」の支払い義務があります。

- 労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払う必要があります。不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありません。
- 具体的には、例えば、海外の取引先が新型コロナウイルス感染症を受け事業を休止したことに伴う事業の休止である場合には、当該取引先への依存の程度、他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。
- 上記「休業手当」の支払い義務は外国人労働者にも適用されます。また、1～3の助成金について、労働者である従業員の種類は問いません。

▶ 新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（企業の方向け）

- 厚生労働省ホームページでは、労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）について、以下のようQ&Aを掲載しています。是非ご覧ください。

- Q 新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、どのようなことに気をつければよいのでしょうか。
- Q 労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。
- Q 新型コロナウイルスへの感染が疑われる方について、休業手当の支払いは必要ですか。

▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による「労働相談」について

- 各都道府県労働局に「特別労働相談窓口」を設置しております。
事業主等からの助成金や休業手当等に関する相談に対応しています。
- 労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

労働者が安心して働くことができる環境整備の取組について、今後実施策の充実を行ってまいります。各施策の詳細については、右記QRコードリンク先の厚生労働省ホームページをご覧ください。

香川県「丸亀町商店会」“直島”を視察

地域資源を活用し、企業・地域の活性化、再生に成功した先進事例を学び、活かす

地域関係委員会（委員長 松本健一郎氏 東日本電信電話(株) 茨城支店長）は、12月20日（金）～22日（日）「地域資源を活用し、企業・地域の活性化、再生に成功した先進事例から学び、活かす」をテーマに視察会を開催した。主な視察先は香川県高松市「丸亀町商店街」、香川県香川郡「直島（なおしま）」であった。

全国的にかつては賑わっていた商店街も過疎化、高齢化が進み、衰退に歯止めが掛からない地方都市が散見される。様々な要因が絡み合い、中心市街地に古くからある商店街に、かつての賑わいを取り戻す抜本的な解決策が見出せないことは日本が抱える社会問題の一つとされる。

本視察会において、その取り組みを学んだ「丸亀町商店街」では、100年先を見据え目指す

べき街の姿を描き、その実現のための再開発を実現し、売上を3倍に引き上げるなど、全国でも屈指の成功事例とされる。視察当日は、商店街復活の中心的役割を果たされた同商店街振興組合理事長の古川康造氏から、復活までの軌跡をレクチャー頂いた。

古川氏によれば、丸亀町商店街の復活、再活発を成し遂げられたポイントは以下のようなものであった。

商店街の地権者の多くは金に困っていない人が多い。しかしながら丸亀町商店街の地権者は、バブル時に負債を抱えた人が多く、その負債を何とか返済しなければならぬという切迫した状態にあった。商店街の店を開けるも、開けないも地権者の自由。しかしながら、商店街

全体としてはシャッターを閉められては、利用者の利便性が下がり、商店街から足が遠退いてしまうという悪影響を及ぼす。全国各地で問題となっているが、商店街の中の土地を他者に貸さない地権者が多い。かつては丸亀町商店街の地権者もそうだった。

丸亀町商店街（総延長2.7キロ）は、日本ではじめて土地の所有権と利用権の分離に成功した地域である。手法として用いたことは、地権者の所有権を60年間一括借り上げを行い（地権者の多くはその地代でバブル期に出来た負債を返済できた）、利用権をまちづくり会社が保有し、古い店舗を全て取り壊し、緻密に計画された街づくり計画に則り、商業エリア、コミュニティ施設、分譲住宅などを建設した。

再開発のコンセプトは、お客を取り戻す、ではなく「居住者」を取り戻すこと。市街地は、既にインフラ整備が整っている「宝の山」。高齢者ほど、衣食住がまとまった狭い地域に集積していることの利便性は高い。丸亀町商店街では、A街区にセレクトショップ（スーパーブランドショップ）、B街区に飲食店、C街区に美と健康（医療施設）、というように生活者の視点で街づくりを行った。結果、商店街



レクチャーされる古川理事長



かつての賑わいを取り戻した商店街にて

の近くには多くのマンションが建設され、人が商店街に集まるようになった。「人が集まれば、商売は必ずうまくいく」。新たな取り組みとして、商店街に人を還流させる「まちバス」を運行している。バス事業そのものは赤字であるが、商店街の駐車場収入をバス事業に充て、補助金に頼らない運営を行っている。カーシェアリングも始めた。

計画から実行まで16年掛かったが、最も困難であったことは、行政と折衝。前例のないことを行う際、法律や規制の壁が大きく立ちはだかった。しかし諦めずに歩みを続けていけば、いつかはどのような障害でも取り除



くことができると実感している。

視察2日目に訪れたのは、香川県香川郡「直島」(ベネッセアートサイト直島)。同サイトは、1985年に福武書店の創業社長である福武哲彦氏が三宅親連町長の提唱した「まちづくり基本構想」に共鳴したことに始まる。単なるリゾート開発ではなく、人と文化を育てる場を作ることを目標に掲げ、「直島文化村構想」として動き出す。「自然・建築・アートの共生」というコンセプトに基づく文化リゾートづくりが進められ、地域住民の居住地をも取り込む形で拡張されていく。「家プロジェクト」、直島に残る古い民家を修復・保全・

復元しながら、現代美術の空間として再生を図った。2001年までに直島内一帯で空き屋や民家、寺、神社などを現代アート空間として公開する「スタンダード」

展まで進化を遂げる。2004年には、建築家・安藤忠雄氏、クロード・モネ氏を含む4名の芸術家により地中美術館が設立される。2010年には瀬戸内国際芸術祭が初開催され、期間中に94万人の来場者数を記録した。

生活圏の中での視察ということもあり、地域住民との触れ合いも大きな特徴の一つであった。住宅街に点在する古民家をアートに変えることにより、多くの見学者の集客に成功した事例ではあるが、一般的な住宅街に多くの見学者が訪れる直島、地域住民の理解がなければ、実現しなかったプロジェクトといえる。地域住民の多くがアートプロジェクトに協力的だった姿が印象に残った。

本視察を通じて得られた知見を個別企業、そして地域活動に還元され、地域社会の発展に資することが期待される。



住宅街にアートが融合し絶妙な調和を保っている

～講師をお務め頂いた経営者と 大学関係者との懇談会を開催～



当協会は去る1月30日（木）、茨城大学への提供講座「地域連携論Ⅱ」の全日程を終えた。本講座は、当協会から同大学を含め県内3大学に、キャリア教育の一助とするため提供している「寄付講座」であり、本年度の開講をもって13回目となった。

同講座の講師役をお務め頂いた経営者と、講座を担当された大学教職員との意見交換の場を設け、次年度の開講に向けて、より学生にとって有意義な講座とするための改善点等を話し合った。

懇談会では、はじめに加子茂会長が挨拶に立ち「本年度、本

講座にて講師をお務め頂きました経営者のみなさまには、ご多用中にもかかわらずご講演を頂きましたこと、この場をかりて厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

また本講座の運営に携わられました大学関係のみなさまにも感謝申し上げます。本日は、講演を担当頂きました経営者のみなさま、本講座の運営を担当されておられる教職員の方々にお集まり頂き、本講座を更に、学生にとって有益なものとするため、率直な意見交換をお願いしたいと思います。次世代を担う若者の育成という地域社会にとって重要な課題に対して、当協会と致しましても、出来る限りご協力させて頂く所存です。ぜひ本日は忌憚のない、活発な意見交換がなされることを期待して、ご挨拶とさせて頂

きます」と述べられた。

講師をお務め頂いた経営者からは、以下のような意見が寄せられた。

- ・講義では一方的に学生に話をしたが、学生と講師（経営者）との双方向のやり取りがあると、より深められるのではないかな。
- ・他の経営者がどのような話をしているのか関心がある。講義内容を深めていくためにも、他の経営者がお話をされている姿を観て、学ぶ機会を設けてはどうか。
- ・学生がどのような話を期待しているかを予め把握することができれば、より学生の要望に沿った話しができると思われる。

寄せられた意見をもとに大学の運営担当者と協議を行い、次年度も講座を設置していくこととなった。

【令和元年度、講師をお務め頂いた方々】（敬称略、講演実施順）

10月11日	(株)ユニキャスト	代表取締役社長	三ツ堀 裕太
10月10日	(一社)茨城県経営者協会 (株)日立ライフ・取締役社長	会長	加子 茂
10月17日	印象エキスパート(株)	代表取締役社長	柳沼 佐千子
10月24日	(株)中村自工	代表取締役社長	中村 弘樹
10月31日	(株)常陽銀行	取締役会長	寺門 一義
11月14日	(株)月の井酒造店	代表取締役社長	坂本 敬子
11月21日	(株)ユーゴー	代表取締役社長	沼崎 周平
11月28日	水戸ヤクルト販売(株)	代表取締役社長	内藤 学
12月5日	(株)成島	代表取締役社長	成嶋 祐介
12月12日	ヤマダイ(株)	代表取締役社長	大久保 慶一
12月19日	関彰商事(株)	代表取締役社長	関 正樹
1月30日	(一社)茨城県経営者協会	労働企画担当課長	後藤 泰男

政策委員会

春季労使交渉問題への対応および第9次中期運営要綱について協議



2月6日(木)、水戸市・三の丸ホテルにおいて**第4回政策委員会**が開催された。

加子茂会長の挨拶の後、寺門一義副会長（㈱常陽銀行取締役会長）が議長となり議事を進めた。

会議では、加藤専務理事より会務の状況が報告され、会員数1,252社に増加、収支も順調に推移している旨の説明があった。

次に、春季労使交渉・協議への基本的な考え方について、事務局より「日本経済は大胆な金融緩和、財政政策の断行に加え、世界的に堅調な生産活動にも支

えられ、デフレ経済からの脱却の道筋が見え始めた。一方で、世界的な政治経済の情勢、そして東京オリン

ピック・パラリンピック後の景気動向等について、注視しなければならない。本県においては、昨年末より、一部経済動向の先行きについて不透明感が広がっていることや、労働力不足が深刻化するなど、経営環境については厳しく見ざるを得ない状況にある。経営側の基本スタンスは、①個別企業の賃金決定は自社の支払い能力が基本、②多様な人材に合わせた柔軟で納得性が高い人事制度構築が必要、③大都市への人口流出を防止するためには、若年者に魅力ある職場づくりが不可欠である」と説

明。原案通りの考え方を会員に広報し、連合茨城との懇談会で労働側に理解を求めていくこととなった。

その後、令和2年度から4年度までの3ヵ年計画である第9次中期運営要綱案の説明があり、会員、地域、時代からの要請に応える活動内容の見える化を図り、会員満足度を高める内容で3月12日の理事会に提案することで承認された。

令和元年度収支決算見込み、令和2年度収支予算案の概要について、「会員増の効果での収支改善による使途について、第9次中期運営要綱に沿った新規事業や会員企業への情報発信などに充てていく」ことが事務局より報告され、了承された。

また、第4回理事会（3月12日開催）、令和2年度定時総会の内容についても原案どおり了承された。

環境委員会

ISO14001・ISO9001内部監査員養成研修会を開催

環境委員会（委員長 荒井徹氏 キヤノンエコロジーインダストリー(株)代表取締役社長）は、茨城県産業会館にて、ISO14001内部監査員養成研修会（①9月12日(木)～13日(金)、②11月7日(木)～8日(金))、ISO9001内部監査員養成研修会（①7月5日(木)～6日(金)、②10月3

日(木)～4日(金)、③12月5日(木)～6日(金)、④2月6日(木)～7日(金))を開催した。

当研修会は、ISO14001・ISO9001の認

証取得を目指している組織の方、



または内部監査員の養成を必要としている組織の方を対象に、規格の概要から監査の実務までを学ぶ2日間の通学研修として開催。講師には、(株)品質保証総合研究所(JQAI) ISO14001・9001主任審査員をお招きした。

参加者のアンケートでは「事例をもとにしたロールプレイングなどから、監査側と被監査側の立場を体験しながら研修が進められたので、初心者でもわかりやすく理解することができ、今後の監査員として活用していきたい」との感想をいただいた。

本研修会については、次年度(令和2年度4月以降)も同内容で開催を予定しているとともに、更に内部監査員のレベルアップを目的にした「ISO14001・9001内部監査員ステップアップ研修会」も開催を予定している。

【ISO14001内部監査員養成研修会】

①6月11日(木)～12日(金)

9:30～17:00

②10月13日(火)～14日(水)

9:30～17:00

【ISO9001内部監査員養成研

修会】

①7月14日(火)～15日(水)

9:30～17:00

②9月9日(水)～9月10日(木)

9:30～17:00

③11月5日(木)～6日(金)

9:30～17:00

【ISO14001内部監査員ステップアップ研修会】

10月20日(火) 9:30～17:00

【ISO9001内部監査員ステップアップ研修会】

9月15日(火) 9:30～17:00

環境委員会

令和元年度 第2回環境委員会、環境行政懇談会を開催



環境委員会(委員長 荒井徹氏 キヤノンエコロジーインダストリー(株)代表取締役社長)は、1月21日(火)、当協会会議室にて本年第2回目の委員会を開催した。委員会では、本年度の事業活動報告と今後の事業活動計画について協議がなされた。

委員会終了後には、茨城県県民生活環境部の環境関係幹部より、環境行政の重点施策や留意事項について解説をいただく環境行政懇談会が併設された(テーマおよび講師は下記のとおり)。

懇談会後には、茨城県県民生

活環境部長の矢口和博氏および環境関係各課長との交流会も開催し、本県の環境行政の今後の重

点施策等について理解を深め、より良い地域環境づくりを目指すために意見を交わし散会した。

【テーマ・講師】

①茨城県 環境政策課の概要及び主な施策(PR事項)について

- ・公害苦情の現状について
- ・茨城県の温室効果ガス排出量の現状

【講師：茨城県県民生活環境部 環境政策課長 藤田英雄氏】

②茨城県 自然環境課の概要及び主な施策(PR事項)について

- ・高病原性鳥インフルエンザ対策について

- ・特定外来生物について

【講師：茨城県県民生活環境部 自然環境課長 埜伸一氏】

③茨城県 環境対策課の概要及び主な施策(PR事項)について

- ・霞ヶ浦流域の小規模事業所に係る排水規制の強化について
- ・浄化槽法の改正について

【講師：茨城県県民生活環境部 環境対策課長 江幡一弘氏】

④茨城県 廃棄物対策課の概要及び主な施策(PR事項)について

- ・新産業廃棄物最終処分場整備のあり方検討について
- ・県内のPCB廃棄物処理に係る取組みについて

・茨城県災害廃棄物処理方針について

【講師：茨城県県民生活環境部 廃棄物対策課技佐 平柳典亮氏】

経営教育委員会

本年度3回目の委員会を開催。
併設して村上仰志・茨城県総務部長との懇談を行う。

経営教育委員会（委員長 篠原智氏（株）筑波銀行 専務取締役）は、1月20日（月）、経営者協会会議室において本年度3回目となる委員会を開催。事務局を含め24名出席のもと、本年度に実

施・計画した研修事業の反省と進捗、また次年度事業計画の骨子について協議がなされた。

委員会併設の行政懇談会には、茨城県総務部長の村上仰志氏をお招きし「地方自治・県行政～人口減少社会を見据えて～」

と題してご講演いただいた。

村上氏は「本県及び日本社会は、未曾有の人口減少・高齢化社会へ向かっており、2050年には日本の人口構成は少子化、

高齢化が進んだ典型的なつぼ型へ移行すると予想されている。そうした中、茨城県として、時代の大きな変化に的確に対応し、県全体は一丸となり、更なる発展をとげる必要があり、茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～は、その為の施策である。」と語り、資料に基づき“新しい4つのチャレンジ”を始め、各施策について説明された。その後、出席委員間との質疑も積極的に行うなど活発な意見交換が行われた。



経営教育委員会

第2回 研修企画・運営実務者講座を開催

経営教育委員会（委員長 篠原智氏（株）筑波銀行 専務取締役）は、2月14日（金）、県産業会館において「第2期 研修企画・運営実務者講座～社内で生き活きと躍動する人づくりを目指して～」を開催。同講座のねらいとして、社内研修の企画立案&運営スタッフを対象に、社内研修ニーズの把握から企画・実施に至るまで、研修スタッフに求められる知識・ノウハウについて学ぶとともに、参加企業間の情報交換の場としても活用頂けるよう開催され、22名が参加した。講師には、昨年度に引き続き日本産業訓練協会主幹講師・研修部長の山口和人氏にご指導頂いた。

本研修は、研修スタッフの役割、研修スタッフの実務、研修技法について、研修スタッフの自己啓発について、をテーマに、参加者が5つのグループに分かれケーススタディを通じながら学んでいく形式で進められた。

参加者からのアンケートでは「グループワークにて他業者さんのやり方等聞けたので良かった。」「人材育成に対し今後評価してできる社員を育てていきたい。社内展開したいと思う。山口講師の声が聞きやすかった。」といった意見が寄せられていた。

心を込めて、信頼できるカーライフ
茨城トヨタ

PRIUS PHV



茨城トヨタ自動車株式会社

水戸市千波町 1887 〒310-0851
TEL 0120-090110
<https://www.ibaraki-toyota.jp/>

Drive Your Dreams. 人、社会、地球の新しい未来へ。



県北・日立地区支部

福島第一原子力発電所・東京電力廃炉資料館視察会を開催

県北地区支部（支部長 津村昭洋氏（㈱茨城サービスエンジニアリング代表取締役社長）と日立地区支部（支部長 館岡司氏 日立埠頭㈱取締役社長）は、令和2年2月13日（木）に、福島第一原子力発電所および東京電力廃炉資料館視察会を開催した。

福島第一原子力発電所は、福島県双葉郡大熊町・双葉町に立地する原子力発電所である。原子炉は6機存在し、一番最初の原子炉である1号機は1971年3月に、一番最後の原子炉である6号機は1979年10月にそれぞれ運転を開始した。これら6機の原子炉は、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」によって、破損および事故停止し、2012年および2014年に6機すべてが廃止された。

当日はまず東京電力廃炉資料館を訪ねた。この廃炉資料館は、原子力事故の記憶と記録を残すことで、後世へと伝えていくための施設である。内部には原子

力事故の振り返りやその反省と教訓、廃炉事業の全容、最新の現場の状況などが、様々なかたちで展示されている。今回の視察会においては、同館内シアターホールにて、10分程度の映像を視聴した。映像内では、2011年3月11日の地震発生から原子力事故発生そしてその後の対応に関して語られた。

続いて福島第一原子力発電所に移動した。同構内協力企業棟において、現在の原子炉の状況や廃炉の進捗状況、廃炉までの中長期ロードマップ、汚染水対策などについて説明をいただいたあと、バスで構内の視察を行った。汚染水から放射性物質の除去を行う多核種除去設備や地下水バイパス設備、そして原子炉1～6号機

の建屋を見ることができた。

視察後は、入退域管理棟において、放射性物質で汚染されていないかを確認し、質疑応答を行ってから福島第一原子力発電所をあとにした。

帰路のバス内では日立地区支部 館岡支部長より「本日は一般には公開されていない貴重な現場とその現状を視察することができた。今回の視察会で見た・得たものを周囲の人々に伝えていければ」と挨拶をいただいた。



常陸・那珂地区支部

“労務セミナー”を開催

常陸・那珂地区支部（支部長 柳生修氏 コロナ電気㈱代表取締役社長）は1月23日（木）、東海村産業情報プラザにおいて、労務セミナーを開催した。本年4月より中小企業においても時間外労働の上限規制が導入される

ことを受け、「働き方改革関連法における実務対応のポイント～長時間労働是正、36協定など、企業が留意すべき事項～」と題して、企業担当者として留意すべき具体的な事項について解説頂いた。

講師には、茨城労働局労働基準監督課長の工藤俊平氏と同課地方労働基準監察監督官の土井昌利氏、茨城働き方改革推進支援センターアドバイザーの山口栄一氏の3名をお招きした。

冒頭、工藤氏から挨拶を頂い

た後、**土井氏**から「働き方改革関連法に関するハンドブック」に沿って、時間外労働の上限規制、上限規制への対応、36協定で定める必要がある事項の変更点、年次有給休暇の取得義務化等について概説いただき、規制の解釈が分かれる項目については、Q & Aや具体例を用いて分かり易く解説頂いた。

続いて**山口氏**からは、「同一労働同一賃金」について、不合理な待遇差をなくすための規定の整備、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化について

概説いただき、最高裁判決の判例を交えながら分かり易く解説頂いた。

参加者は、留意すべき具体的

な事項に対し、自社において対応が必要なポイントについて再確認していた。



常陸・那珂地区支部

“製造業向けセミナー”を開催

常陸・那珂地区支部（支部長 柳生修氏 コロナ電気株代表取締役社長）は2月12日（水）、ホテルクリスタルパレスにおいて、製造業に従事する管理・監督者、リーダー向けに「人づくりがものづくり～これからのものづくり現場でひつような教育・訓練の仕組みを考える～」をテーマとした研修会を開催した。

講師には、製造現場での教育・訓練スキーム・ツールを提供する**株ロンド・アプリウェアサービスのカリキュラム**をもとに、同社専任講師の**大谷みさお氏**をお招きし、ご指導頂いた。

講座は、我が国が直面する人手不足や、モラルの低下に伴う生産性の低迷、仕事観の世代間ギャップ等を踏まえた「今の時代にあつた教育・訓練の仕組み」の重要性を説き、製造現場において「人を育てる仕組み」を構築すること、そのためには「標準・

基準が決まっている」「教育訓練の仕組みがある」「人を育てる理論を知っている」ことが人づくりにおいては不可欠であると解説した。

特に「人を育てる理論を知っている」ことについては、「効果的な改善ツールの使用」「新しい進め方（道具）の活用」が有効であるとし、「ビデオ標準」という短時間の動画をスマホ等で視聴することによる教育・訓練の仕組みを紹介いただき、参加者の興味を惹いていた。

参加者アンケートでは「製造現場における管理者への教育は最も重要であると再認識した。」「今後、ビデオ標準を作成・活用していく上での気づきが沢山頂けた。」といった感想が寄せられていた。



水戸地区支部

「ハラスメント防止」をテーマに講演会を開催

水戸地区支部（支部長 齋藤貢氏（株）水戸京成百貨店代表取締役社長）の人事労務担当者会議（代表幹事 川上康郎氏 茨城交通（株）常務執行役員総務部長）は、1月24日（金）茨城県産業会館1F研修室において、研修会を開催した。

研修会では、「管理職のためのセクハラ・パワハラ対応と予防のポイント」と題し、（株）シエーナ代表取締役/社会保険労務士 吉川直子氏に、お話をいただいた。

吉川氏は、法政大学法学部を

卒業後、アパレルメーカーを経て、約9年間、社会保険労務士事務所に勤務。労務トラブルの予防や労務相談に携わる中、人材育成への関心からコーチングのトレーニングプログラムを受講、2005年に生涯学習開発財団認定コーチ資格を取得し、現在は、社会保険労務士、ビジネスコーチ、人事コンサルタントとして、人事労務と人材育成を融合したトータルサービスを提供し、企業の人事労務管理のサポートを中心に多方面で活躍している。

本研修会では、「ハラスメントの現状と概要」「セクハラ・パワハラ判断基準」「ハラスメントにならない指導方法とは」等について解説いただいた。

実際に起こった事例を交え、テンポ良く進んだ当研修には、参加者からも「とても勉強になった、特にパート3のハラスメントにならない指導法については色々と考えさせられた。」「自覚する事も沢山あり、改めてハラスメントには充分気を付けなければと感じました。」といった好評の声が寄せられた。

取手・龍ヶ崎地区支部

「超一流の雑談力」をテーマに講演会を開催

取手・龍ヶ崎地区支部（支部長 九鬼理宏氏 キリンビール（株）取手工場長）は、2月5日（水）キリンビール（株）取手工場において、講演会および会員交流会を開催した。

講演会では、「超一流の雑談力～仕事・プライベートも上手くいく「雑談力」を高めるノウハウ～」と題し、（株）パンネーションズ・コンサルティング・グループ代表取締役の安田正氏より、ご講演をいただいた。

安田正氏は、ロジカル・コミュニケーション、プレゼンテーション、対人対応コーチング、交渉などのビジネスコミュニケーションの領域を専門としている。これまで大企業を中心に研修実績があり、企業研修以



外にも東京大学、早稲田大学、京都大学、一橋大学などでも教鞭をとり、経営者、会社員、公務員、学生など、さまざまな立場を理解し、雑談力を高めるノウハウなどについてわかりやすく伝えている。

当日は、2016年ビジネス書ランキング1位を獲得し、NHKや日本テレビ、テレビ東

京等にも取り上げられた「超一流の雑談力」の内容について解説し、雑談に対する意識を見直し、雑談力を身につける手法等について教示いただいた。

講演会終了後には、講師を囲む交流会および会員交流会も行い、参加各社が名刺交換をするなど交流を深め散会した。

トラック運転手のサービスエリア滞在時間等が労働時間にあたらないとされた例

三村運送事件
東京地裁 令和元・5.31 判決

【事件の概要】

本件は、会社の従業員として貨物自動車の運転業務等に従事するAらが、平成26年7月16日から平成28年8月15日までの期間について未払い時間外割増賃金等の支払いを求めた事案である。

争点は、Aらが長距離運行に際して高速道路上に設置されているサービスエリアおよびパーキングエリア(SA等)ならびにトラックステーション(主にトラック運転手向けに食事、休憩、仮眠、入浴等のサービスを提供する施設)、ホテル等の宿泊・休憩施設(休憩施設等)に滞在している時間(休憩施設等滞在時間)が労働基準法上の労働時間に該当するか否かである。

【判決の要旨】

判決は、労働者が実作業に従事していない時間であっても、労働契約上の役務の提供が義務づけられていると評価される

場合には、労働からの解放が保障されているとはいえ、労働者は使用者の指揮命令下に置かれていたものとして、労働時間にあたるものと解するのが相当であるとの規範を示した。そのうえで、本件の休憩施設等滞在時間については、原告らが主張するような、積載貨物を常時監視

長距離運行に際してサービスエリア等の休憩施設に滞在する時間は労働者が業務から解放されて自由に利用できる状態に置かれた時間であるから労働時間に該当しない

しなければならない職務上の義務があったとは認められないと認定した。一方で、Aらの休憩施設等に滞在中の態様について、Aらが車内で睡眠や食事、飲酒、テレビ視聴を行っていたほか、SA等に併設されている入浴施設での入浴、SA等で飲食を行うことがあったこと、休憩、宿泊等を取る時期、場所等は原告らの裁量に委ねられていたことを認定し、休憩施設等滞在時間は、Aらにおいて業務から解放されて自由に利用できる状態に置かれた時間であるということができると評価し、労働時間に該当しないと判断した。

原告らはSA等で種々の作業を行っていたと

主張したが、判決は、それらの作業が恒常的に行われていたとは認められず、業務から解放されて自由に利用できる状態に置かれた時間と上記作業の時間とを峻別することができていないといわざるを得ないとして、原告らの主張をしりぞけている。

【日本経団連労働法制本部】

判決について詳細は、経団連事業サービス発
行・労働経済判例速報第2397号をご参照ください。

偏屈爺の甘辛放談⑤

「悩ましい春」から脱却を ＝新型コロナウイルス騒動

花粉症と付き合い始めてから、毎年春は悩ましい季節になってしまった。今年の春はそれに加えて中国・武漢発の新型コロナウイルスによる感染症も加わり、かつてないほどの「深刻な春」となっている。

新型コロナウイルスによる感染は世界中に拡大しつつあり、感染は私たちに世界のボーダレス化をまざまざと見せつけた。感染症の震源地とされる中国・武漢発のウイルスは瞬く間に世界中に拡散し、中国を含め146国・地域で感染が確認され、世界全体の感染者数は18万9680人に達し7813人が死亡した（3月18日現在、WHO調べ）。

この原稿を執筆している3月半ば時点で、国内でもさらなる感染を防ぐべく春休みを前に全国小中高校の大半で一斉臨時休校が実施されている。新型コロナウイルスによる感染がどこまで広がり、いつごろ終息を迎えるのか予想するのも難しいが、今後の展開次第では今夏に予定される東京オリンピックの開催も危ぶまれる状況となりそうだ。

■相次ぐイベント自粛

月並みだが、春といえば本来は「別れ」と「出会い」の季節でもある。学校では卒業式や入学式。職場においても人事異動に伴う送別会や歓迎会などが行われ涙や笑顔、悲喜こもごもの光景が繰り広げられるはずだった。ところが今年は様相が一変。新型コロナウイルスの影響で、卒業式や送別会、各種催事やイベントなどの中止が余儀なくされている。

経済や観光への影響も計り知れないものがある。新型コロナウイルスによる肺炎への不安から世界は同時株安の様相を呈し、わが国でも日銀が市場安定への対応を迫られるなど厳しい局

面を迎えている。

■進む世界のボーダレス化

今回の新型コロナウイルスの発生原因については今後の究明を待たねばならないとしても、ウイルスの急速な拡散については世界のボーダレス化が急速に進んでいることに起因しているのは確かだ。こうした感染は、もはや一国・一地域のみで対応できる問題ではなく、各国との連携・協力が不可欠であることは言うまでもない。

その意味で感染をここまで拡散させた中国の責任は極めて重大であろう。自由な議論や情報交換を認めない共産党一党独裁による非民主的な政治体制や官僚主義がここまで事態を深刻なものとしたとの見解は否めない。中国には世界保健機関（WHO）や他の感染国と協力し拡大抑制に努める責任がある。そのために今、何よりも求められているのは新型コロナウイルスにかかわるすべての情報を世界に開示することだろう。それこそが一日も早い事態終息につながるものと思われる。

花粉症が戦後の植林政策が招いたものであることは周知されており、文明病であることは間違いない。また世界中でおきている異常気象の要因の多くが、地球温暖化に起因することも否定できない。さらにSARS（重症急性呼吸器症候群）やMERS（中東呼吸器症候群）、今回の新型コロナウイルスによる感染症なども広義の意味では自然界からの人類への警告のようにも受け取れる気がする。

茨城新聞社
社史編纂委員
元論説委員長

おぬま たいら
小沼 平氏

新型コロナウイルスの影響

茨城NPOセンター・コモンズ 代表理事 横田 能洋氏

新型コロナウイルスの感染拡大は世界にひろがり、経済的にもリーマンショック級の衝撃がおきています。部品や原料の仕入れが困難になったり、売上が見込めなくなったり、従業員が子どもの預け先がなく出社できないなど、様々な困難に直面しておられることと思います。これがいつまで続くのかも分かりません。NPO業界は世界的な取引をしているわけでもなく事業規模も小さいですが、影響は起きていてそれぞれが対応を模索しています。

コモンズがまず行ったことは、テレビのニュース情報が伝わりにくい外国人向けに、感染予防と感染が疑われる際にすべきことに関する情報を多言語化して発信したことです。保健所などに電話しても日本語が通じない場合に備えて、英語とポルトガル語で通訳する体制も作りました。この情報を県内の小中学校を通じて外国籍の子どもがいる家族に流してもらいました。感染予防の伝え方に苦勞していた学校や医療現場から助かると言って頂けました。今回の状況は災害と同じ異常な事態です。その様な時に、弱い立場に置かれる人のことを考え、迅速柔軟に対応するのがNPOの役割です。

図書館から運動場まで一斉に休館となり、あらゆる行事が中止になっています。リスクマネジメントは難しい問題です。突然学校が休校になり、保護者が子どもの預け先をどうすればいいか悩みました。貧困世帯の子にとって学校給食がなくなることは栄養不足につながります。それを補おうと、食事つきで学習支援や居場所を提供している子ども食堂が県内に70近くありますが、行政から場所の使用が認められないと言われたり、中止を求められるケースもあります。感染リスクも大事ですが、場や食の機会、人の繋がりがなくなるともリスクです。

何に留意し、何を継続すべきか、各団体が判断しやすくするために、コモンズは県内のNPOに、コロナウイルス対応についてアンケートを行い、その結果を紹介したり、様々な関連情報を纏めたサイトを作成しました。

水害で浸水リスクが迫っているときも、早めに避難する人もいれば、自分は大丈夫と普段通りの人、不安でもどうしていいか分からない人もいました。自分の身は自分で守るという自助は基本ですが、それだけでは、資力、移動手段、仲間がある人は助かって、弱い人は取り残され苦しむこと

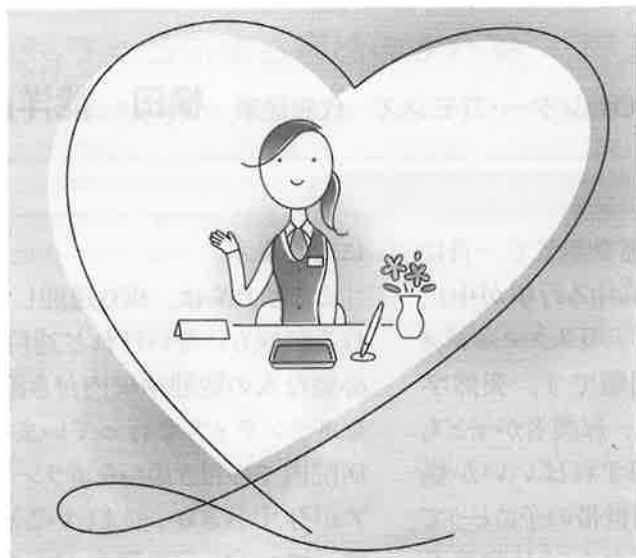
になります。

また私たちは、車も送迎してくれる家族もいないけれど通院が必要な人の送迎や院内付き添いをボランティアで行っています。病院内での付き添いをボランティアが今すべきか、悩ましいことです。でも「〇〇の恐れがあるので」の一言でやめるわけにもいきません。

感染の急激な拡大による医療崩壊や社会の混乱は防がなければならず、様々な規制、制限を伴う公的な要請や措置が発動することはやむを得ない面もあります。災害であれば避難勧告から避難指示に移るかどうかという局面です。その時に忘れてはならないのは、その指示によって上記のように、学ぶ機会、食の機会、働く機会、医療を受ける機会、人との繋がり、居場所を失う人たちをどうするか、ということも皆で考え、自己責任で済ませるのではなく、行政がカバーしきれないのであれば、市民同士で知恵をだして協力することです。国家の力だけでなく市民社会の力も問われているのだと思います。

危機に直面したときこそ、困難に直面する人のために何ができるか、何をすべきか、それぞれが考え、話し、ともに行動しましょう。

人に優しい銀行をめざして



常陽銀行はどなたでも
ご利用しやすい銀行を
めざしています。



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

地球・地域・ひと ともに暮らそう



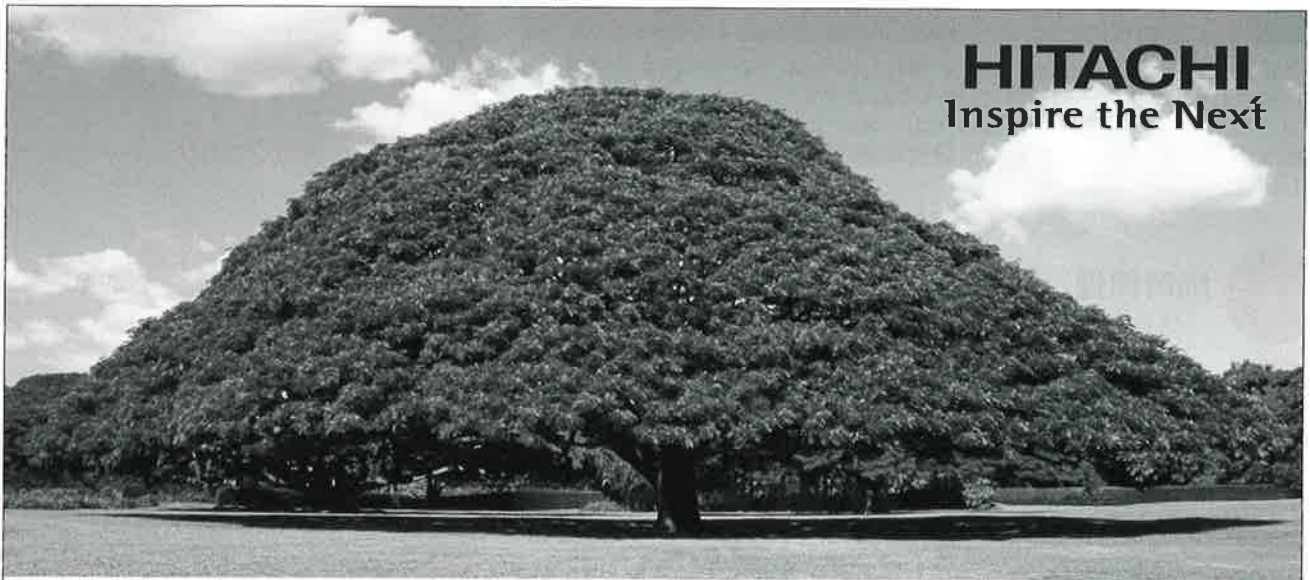
株式会社 カスミ

〒305-8510 茨城県つくば市西大橋599-1 TEL.029-850-1850

KASUMI

<https://www.kasumi.co.jp/>





次の時代に、新しい風を吹き込んでいきます。

時代はいま、新しい息吹を求めて、大きく動きはじめています。

今日を生きる人々がいつも元気でいられるように、明日を生きる人々がいつもいきいきとしていられるように。

日立グループは、人に、社会に、次の時代に新しい風を吹き込み、豊かな暮らしとよりよい社会の実現をめざします。

日立の樹オンライン www.hitachinoki.net

株式会社 日立製作所 日立金属株式会社 日立化成株式会社 日立建機株式会社 株式会社日立ハイテクノロジーズ
日立グローバルライフソリューションズ株式会社 日立オートモティブシステムズ株式会社 株式会社日立産機システム 株式会社日立インダストリアルプロダクツ

協会けんぽ茨城支部 令和2年度保険料率のお知らせ

令和2年3月分（4月納付分）からの保険料率は次のとおり改定されます。

令和元年度	健康保険料率	9.84%	介護保険料率	1.73%
		引き下げ		引き上げ
令和2年度	健康保険料率 (都道府県ごと)	9.77%	介護保険料率 (全国共通)	1.79%

- ◆ 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率に介護保険料率が加わります。
- ◆ 変更後の健康保険料率と介護保険料率は、3月分（4月納付分）から適用されます。賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- ◆ 健康保険料率（9.77%）の内訳は、基本保険料率（6.34%）と特定保険料率（3.43%）です。

なお、協会けんぽの令和2年度の全国平均健康保険料率は、10.0%です。協会けんぽの健康保険料率は都道府県ごとに異なります。都道府県支部の健康保険料率は、各都道府県の医療給付費等により決定されます。

健診受診は健康保険料率に影響します！

協会けんぽの健康保険料率は、都道府県ごとに異なり、各都道府県の医療費等で決められています。平成30年度より新たにインセンティブ制度がスタートし、加入者の皆様の健診受診等の取り組みが評価され、健康保険料率に反映されています。健康保険料の負担軽減のためにできることから始めましょう。

生活習慣病予防健診（ご本人の健診）



- ▶ 対象は35歳～74歳の被保険者さま（お勤めのご本人）
- ▶ 補助があるから費用がおトク！
- ▶ 各種がん検診も同時に受診できます！

特定健診（ご家族の健診）



- ▶ 対象は40歳～74歳の被扶養者さま（ご家族）
- ▶ 市町村の集団健診や契約医療機関で手軽に受診できます！

健診はお得な協会けんぽの健診をぜひご利用ください！



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502
水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル
TEL：029-303-1500（代表）



最新情報はHPをご覧ください
「協会けんぽ茨城」で検索

経営労務相談(無料)のご案内

当協会では経営労務相談の機能を強化し、会員企業様が抱える経営課題の解決に向けたサポート体制を整えております。

協会の顧問弁護士、社会保険労務士、税理士、経営コンサルタント等の各分野のエキスパートが様々な経営課題の解決に向けたアドバイスを致します。

開催日 随時開催
(祝日は除く)

会場 経営者協会・相談室
(水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館11F) 水戸駅南口より徒歩5分。

申込方法 下記TEL・FAXまたはE-mailにて各開催日の2日前までにお申込み下さい。

Flow chart

- 賃金関係** 未払い残業代を請求されたがどのように対応すればよいのか？
- 労働組合** 従業員の一人が加盟した労働組合から団体交渉を申し入れられた。交渉にどのように向かえばよいのか？
- 助成金制度** 人員整理を回避するためにはどのような方法があるのか？活用できる助成金制度について教えて欲しい。
- 人事労務** 人事制度の変更を行うとしたが、従業員から不利益変更ではないかと訴えがあった。
- 精神疾病** メンタル不全の従業員がトラブルを起こしたがどのように対応すべきか？
- その他** 事業承継の問題、資金繰りの問題、経営に関する課題全般の悩みについて。

人事労務相談室
が総合窓口
(ワンストップ)

課題解決に
最適な専門家を
紹介

協会・顧問弁護士
大和田一雄弁護士

社会保険労務士

税理士

経営
コンサルタント

その他
各専門家

お問い合わせ：一般社団法人茨城県経営者協会 事務局(後藤)
TEL:029-221-5301 FAX:029-224-1109
E-mail gotou@ikk.or.jp